

総社市告示第20号

総社市サテライトオフィス開設応援事業補助金交付要綱（令和2年総社市告示第101号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付申請) 第7条 略 <u>2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和6年3月31日までとする。</u> (交付決定通知) 第8条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に補助金交付決定通知書により通知するものとする。 2 略  附 則  <u>(施行期日)</u> 1 <u>この告示は、公布の日から施行する。</u> <u>(この告示の失効)</u> 2 <u>この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(交付申請) 第7条 略  (交付決定通知) 第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に補助金交付決定通知書により通知するものとする。 2 略  附 則 <u>この告示は、公布の日から施行する。</u></p>

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。